

名古屋市公報	平成29年 4月26日 第1205号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課) (第267号) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第268号) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第269号) 7
- 有料公園施設等の供用月日の変更について (緑土・緑地管理課) (第270号) 9
- 有料公園施設等の供用月日の変更について (緑土・緑地管理課) (第271号) 10
- 市営住宅先着順入居希望者の公募について (住都・住宅管理課) (第272号) 11
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第273号) 17
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第274号) 21
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第275号) 23
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第276号) 24
- 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について (健福・高齢福祉課) (第277号) 25
- 名古屋市農業センター、名古屋市東谷山フルーツパーク及び名古屋市農業文化園の臨時開所等について (緑土・農業センター) (第278号) 26
- 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について (緑土・農業センター) (第279号) 27
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第280号) 28

○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第281号)	29
-----------------------------	------------	---------	----

農 業 委 員 会 規 程

○ 名古屋市農業委員会規程の一部を改正する規程	(第2号)	30
○ 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する規程	(第3号)	33
○ 名古屋市農業委員会総会部会会議規則の一部を改正する規程	(第4号)	35
○ 名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程	(第5号)	38
○ 名古屋市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程	(第6号)	40
○ 名古屋市農業委員会公印規程の一部を改正する規程	(第7号)	41
○ 名古屋市農業委員会部会委員互選規程を廃止する規程	(第8号)	43

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告	(市経・地域商業課)	44
○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)	45
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	48
○ 土地改良区の役員の就任の公告	(緑土・都市農業課)	51

名古屋市告示第 267号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
佐藤病院	名古屋市中川区尾頭橋二丁目19番 11号	平成29年 4月 1日

2 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
エデン居宅介護支援事業所	名古屋市中区富士見町 1番24号	平成29年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 268号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

名 称	N I C O	
所 在 地	旧	名古屋市北区瑠璃光町 3丁目10番地の 2
	新	名古屋市北区福德町 7丁目81番地
変 更 年 月 日	平成29年 2月25日	

名 称	ケアポート名古屋	
所 在 地	旧	名古屋市中区松原三丁目13番15号
	新	名古屋市中区松原三丁目 2番 8号
変 更 年 月 日	平成28年10月 1日	

名 称	旧	スマイル25
	新	ファミリー24守山
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字上志段味字上島 754番地の 6
	新	名古屋市守山区大字下志段味字北畑96番地の 2
変 更 年 月 日	平成28年10月 1日	

名 称	ケア21守山	
所 在 地	旧	名古屋市守山区東山町13番27号
	新	名古屋市守山区廿軒家15番22号
変 更 年 月 日	平成28年 2月29日	

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

名 称	旧	スカイ調剤薬局中切店
	新	キョーワ薬局中切店
所 在 地	名古屋市北区中切町 3丁目 1番地の 2	
変 更 年 月 日	平成29年 3月 1日	

名 称	旧	フラワー薬局
	新	フラワー薬局金山店
所 在 地	名古屋市中区金山四丁目 6番19号	
変 更 年 月 日	平成29年 3月 1日	

名 称	旧	調剤薬局薬房
	新	キョーワ薬局薬房
所 在 地	名古屋市緑区有松1060番地	
変 更 年 月 日	平成29年 3月 1日	

名 称	旧	ネット調剤薬局梅森店
	新	キョーワ薬局梅森店
所 在 地	名古屋市名東区梅森坂五丁目 1 番地の 3	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

3 介護予防通所介護

名 称	デイサービスたまや	
所 在 地	旧	名古屋市守山区新守山1306番地
	新	名古屋市守山区金屋一丁目16番 5号— 1
変 更 年 月 日	平成28年11月 1日	

4 居宅介護支援事業

名 称	ケアポート名古屋	
所 在 地	旧	名古屋市中区松原三丁目13番15号
	新	名古屋市中区松原三丁目 2番 8号
変 更 年 月 日	平成28年10月 1日	

5 地域密着型通所介護

名 称	デイサービスたまや	
所 在 地	旧	名古屋市守山区新守山1306番地
	新	名古屋市守山区金屋一丁目16番 5号— 1
変 更 年 月 日	平成28年11月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 269号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
もみじ訪問介護	名古屋市熱田区一番二丁目36番 7号	平成29年 4月 7日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーションな ごみ	名古屋市東区砂田橋三丁目 2番	平成29年 1月31日
にじのさと訪問看護ステ ーション神宮前	名古屋市熱田区横田一丁目11番 6号	平成28年 11月 1日

訪問看護ステーションD ー l i f e	名古屋市熱田区西郊通 7丁目 4番地 の 1	平成29年 3月15日
にじのさと訪問看護ステーション野並	名古屋市緑区鳴子町 2丁目 152番地	平成28年 11月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
きくぞの内科・在宅クリニック	名古屋市昭和区塩付通 7丁目47番地	平成29年 4月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
きくぞの内科・在宅クリニック	名古屋市昭和区塩付通 7丁目47番地	平成29年 4月 1日
はるか薬局三条	名古屋市南区三条一丁目 4番 1号	平成28年 12月31日

5 認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
グループホームファミリア神の倉	名古屋市緑区赤松 504番地	平成28年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 270号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

平成29年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園

2 変更内容

平成29年 4月17日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 271号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項及び名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）第 3 条の 2第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

平成29年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

有料公園施設等の名称		変更内容
白鳥公園	白鳥庭園 庭園本館 駐車場	平成29年 5月 1日（月）を 供用する日に変更する。
庄内緑地	グリーンプラザ（室内広場を含む。）	
徳川園	庭園	
名城公園	フラワープラザ	
荒子川公園	ガーデンプラザ	
稲永公園	野鳥観察館	
名古屋市緑化センター		

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 272号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成29年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあつては 5年）を経過しないものがないこと。

(8) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成29年 4月21日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第 36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課及び各方面事務所

平成29年 4月21日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

平成29年 4月21日（金）から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成29年 5月 2日（火）の午後 2時00分までに受付場所へ来られた方については、申込み順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口（栄地下街）

(3) 日時

ア 公募初日

平成29年 5月 2日（火）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

平成29年 5月 3日（水）午前10時00分から申込者数が住宅の公募戸数に達するまで。ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 222戸

第 2 市営住宅・多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1 の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 19 戸

(2) 改良住宅

空家住宅 3 戸

第 3 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1 の一般向けの資格のうち (1) 及び (3) から (8) までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60 歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1 級から 4 級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1 級から 3 級までのもの

(4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1 度から 4 度までのもの

(5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその障害種別が 4 又は 5 のもの

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までのもの及び第 1 款症のもの

(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(8) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者

(9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過して

いないもの

- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 6戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 273号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「措置管理区域」という。）を指定します。また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更を使用とするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

平成29年 4月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 措置管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市北区志賀本通 1丁目43番の一部（詳細は、別紙 1のとおり）

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

2 形質変更時届出管理区域について

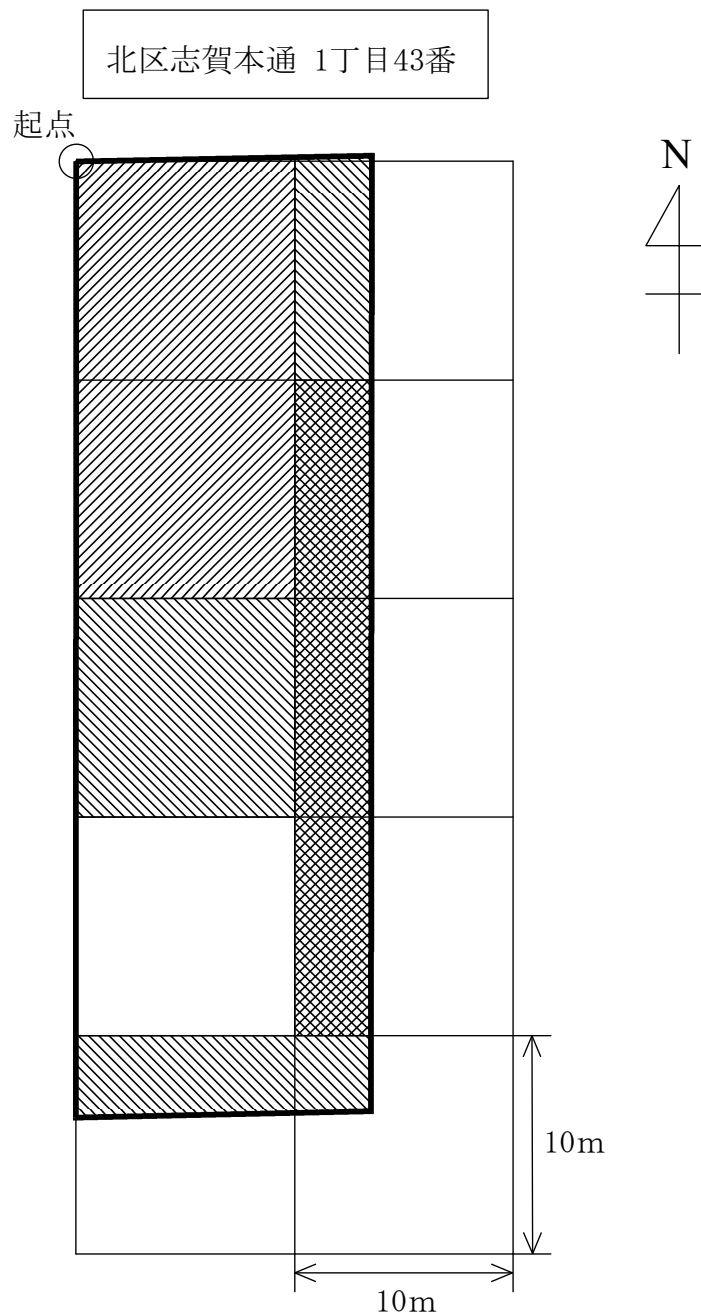
(1) 指定する区域

名古屋市北区志賀本通 1丁目43番の一部（詳細は、別紙 2のとおり）

(2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

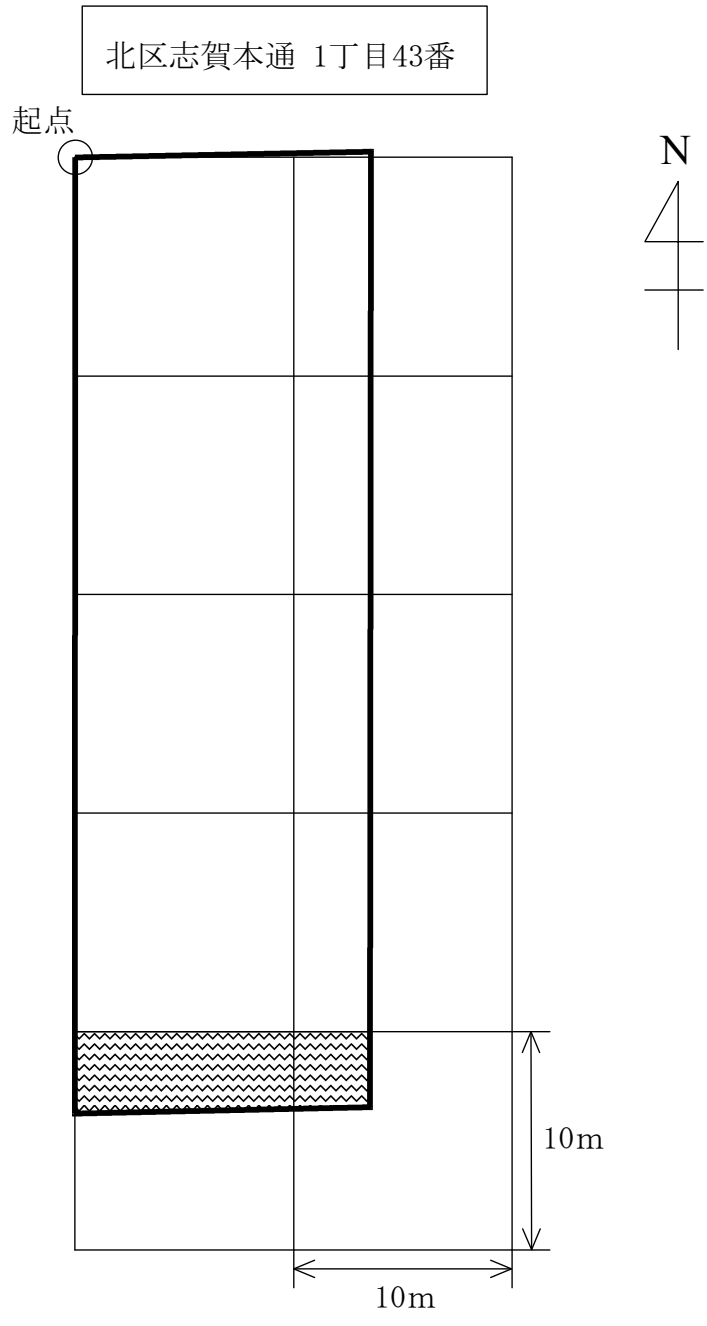
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

-  : 調査対象地（筆の全部）
-  : 措置管理区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 措置管理区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 措置管理区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



凡例

-  : 調査対象地（筆の全部）
-  : 形質変更時届出管理区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

名古屋市告示第 274号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成29年 4月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市南区鶴見通 1丁目 6番 2の一部（詳細は、別紙のとおり）

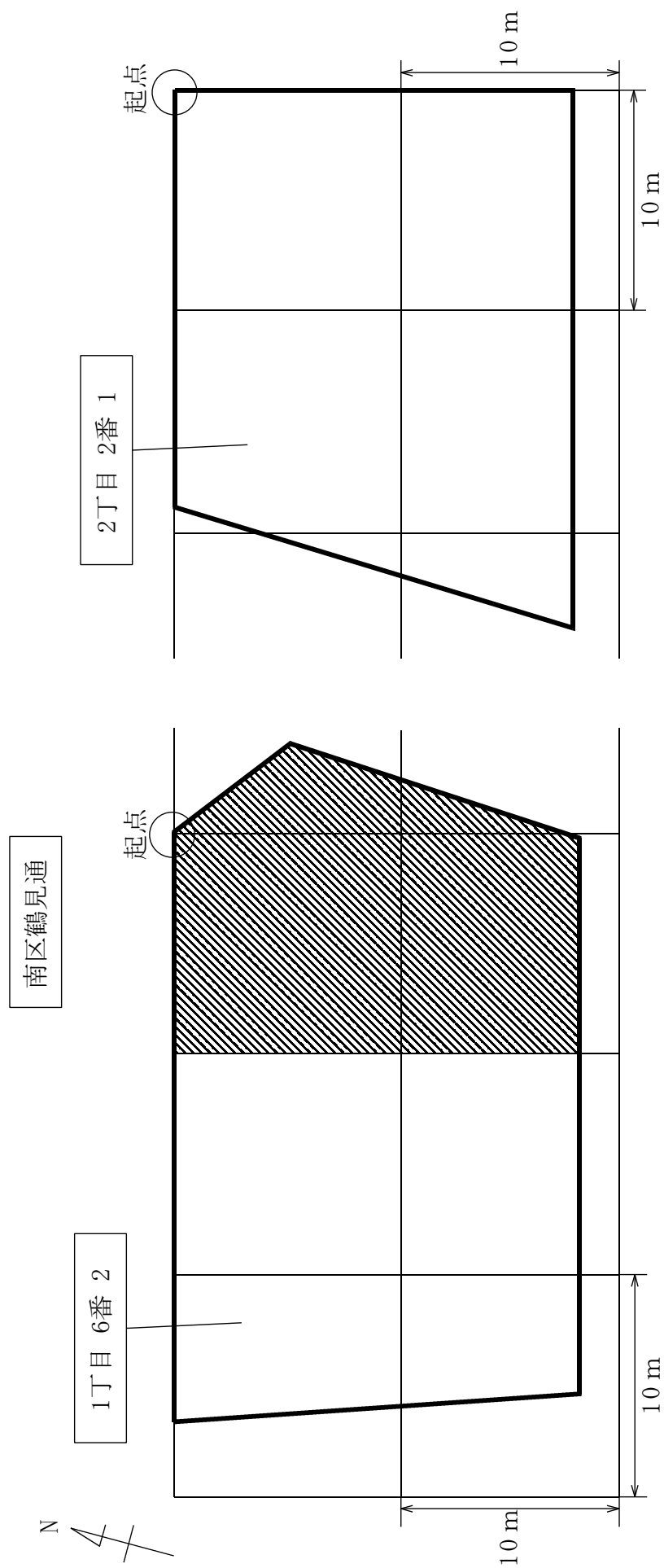
2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

3 講ずべき汚染の除去等の措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地 (筆の全部)
- ▨: 措置管理区域 (ベンゼン (土壌溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 275号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、措置管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 4月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成28年名古屋市告示第 498号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ベンゼン（土壌溶出量基準）
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 276号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、措置管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 4月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成28年名古屋市告示第 429号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 277号

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の臨時開館について

松ケ島における健康づくり事業を実施するため、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）第 2条第 2項の規定により、次のとおり休業日に臨時開館します。

平成29年 4月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島

2 臨時に開館する期日

平成29年 4月19日、同年 5月17日、同年 6月21日、同年 7月19日、同年 9月20日、同年10月18日、同年11月15日及び同年12月20日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 278号

名古屋市農業センター、名古屋市東谷山フルーツパーク及び名古屋市農業文化園の臨時開所等について

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 8条第 3項及び名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第 3条の 2第 2項の規定に基づき、次のとおり休所日に臨時に開所し、名古屋市農業文化園条例施行細則（平成元年名古屋市規則第22号）第 3条の 2第 2項の規定に基づき、次のとおり休園日に臨時に開園します。

平成29年 4月20日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時に開所又は開園する期日

平成29年 5月 1日（月）

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 279号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第4条の2第1項の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成29年 4月20日

名古屋市長 河 村 た か し

使用料を納付しなければならない期間

平成29年 5月 3日（水）から同月 5日（金）まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 280号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 4月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成28年10月17日 28指令住開指第 115号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴海町字乙子山81番 1の一部、81番 4及び81番 9

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内二丁目 8番 2号

株式会社オーネスト

代表取締役 中村一雄

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 281号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成29年 4月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

平成29年 5月14日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9 時30分から午後 4時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市農業委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 4月21日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

名古屋市農業委員会規程第 2号

名古屋市農業委員会規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 1号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「委員が単記無記名投票を行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、最多数を得た者が 2人以上あるときは、くじで定める。」を「農業委員の任期満了による任命後最初に行われる総会において行う。」に改め、同条第 2項中「出席委員中に異議のない場合は、他の方法によってすることができる。」を「会長がその職を辞任したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、速やかに総会を開催し会長の互選を行わなければならない。」に改め、同条第 3項中「会長がその職を辞任したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、速やかに会長の互選を行わなければならない。」を「互選の方法及び手続に関する事項は別に定める。」に改める。

第 4条第 1項中「委員」を「農業委員」に改め、同条第 2項中「会長」を

「会長職務代理者」と読み替えて第 2 条の規定を準用する。」を「会長の互選の方法及び手続の例による。」に改める。

第 7 条を削り、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（農地利用最適化推進委員）

第 6 条 委員会は法第17条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱する。

2 推進委員の選任の手続き、事務の内容その他推進委員の委嘱及び活動に関して必要な事項は、別に定める。

第 8 条第 1 項中「の会議」を削り、同条第 2 項中「会長が」を「別に」に改める。

第18条を第19条とし、第14条から第17条までを 1 条ずつ繰り下げ、第13条中「委員」を「農業委員、推進委員」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条に次の 1 項を加え、同条を第12条とする。

4 事務局職員の任用、給与等、分限及び服務その他の事務処理については、市長部局の例による。

第10条第 1 項中「もしくは部会」、「それぞれ」及び「又は部会」を削り、同条を第11条とする。

第 9 条第 2 項中「名古屋市農業委員会の委員の定数等に関する条例（昭和61 年名古屋市条例第58号）第 3 条の選挙区」を「第 9 条第 3 項」に、「区域」を「地区」に改め、同条第 3 項中「会長が」を「別に」に改め、同条を第10条とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（現地調査）

第 9 条 農業委員と推進委員は連携して、現地調査を行うものとする。

2 前項の現地調査は、あらかじめ農業委員ごとに担当地区を定めて行うものとする。

3 農業委員ごとに定められる担当地区は、次表左欄のいずれかの地区とする。

地区の名称	地区の詳細
第 1 区	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区及び天白区

	の区域
第 2 区	東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区の区域
第 3 区	熱田区及び中川区の区域
第 4 区	港区の区域

4 担当地区は、会長が農業委員の任期満了による任命後最初に行われる総会に諮って定める。ただし、特に必要があると認めるときは、担当地区を定めないのであることができる

別記様式表面中「委員」を「農業委員」に、「職員」を「農地利用最適化推進委員・職員」に改める。

別記様式備考中「旧法第29条」を「法第35条」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 9月19日から施行する。ただし、第11条に 1項を加える改正規程は、公布の日から施行する。

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を
改正する規程をここに公布する。

平成29年 4月21日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

名古屋市農業委員会規程第 3号

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規
程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程（平成28
年名古屋市農業委員会規程第 6号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員」を「農地利用最適
化推進委員」に改める。

第 2条第 1項の表中

「

千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区及び天白区の区域
東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区の区域
熱田区及び中川区の区域
港区の区域

」

を

「

名古屋市農業委員会規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第1号。以下「委員会規程」という。）第9条第3項の表第1区の項地区の詳細欄に掲げる区域
委員会規程第9条第3項の表第2区の項地区の詳細欄に掲げる区域
委員会規程第9条第3項の表第3区の項地区の詳細欄に掲げる区域
委員会規程第9条第3項の表第4区の項地区の詳細欄に掲げる区域

」

に改める。

第3条第1項中「名古屋市農業委員会」及び「（以下「農業委員」という。）」を削り、同条第3項を削る。

附 則

この規程は、平成29年9月19日から施行する。

名古屋市農業委員会総会部会会議規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 4月21日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

名古屋市農業委員会規程第 4号

名古屋市農業委員会総会部会会議規則の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会総会部会会議規則（平成11年名古屋市農業委員会規程第 2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市農業委員会総会会議規則

第 1条中「及び部会」を削る。

第 2条第 3項第 1号中「在任委員」を「現に在任する農業委員」に改める。

第 3条第 1項中「全委員」を「全農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」に改める。

第 4条中「在任委員」を「現に在任する農業委員」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第 6条の見出し中「議席の決定」を「農業委員の議席」に改め、同条第 1項中「委員」を「農業委員」に、「一般選挙後」を「農業委員の任期満了による

任命後」に改め、同条第 2 項中「委員」を「農業委員」に改める。

第18条を削り、第17条第 2 項中「委員」を「農業委員」に改め、同条第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加え、同条を第18条とする。

3 推進委員は、小委員会の構成員となることができる。構成員となる推進委員の数及び選任方法はその都度総会で定める。

第16条第 2 項中「出席委員」を「出席農業委員」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第 1 項中「出席委員」を「出席農業委員」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「委員」を「農業委員」と改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第12条とする。

2 推進委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に対し意見を述べるできない。

第10条第 1 項中「委員」を「農業委員」に改め、同条第 2 項中「出席委員」を「出席農業委員」に改め、同条を第11条とする。

第 9 条中「委員」を「農業委員及び推進委員」に改め、同条を第10条とする。

第 8 条中「（総会の議長をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（推進委員の議席）

第 7 条 推進委員の議席は、会長が推進委員の委嘱後速やかに総会に諮って定める。

2 会長は、必要があると認めるときは、総会に諮って推進委員の議席を変更することができる。

第19条中「及び部会」、「総会については」及び「、部会について部会長がそれぞれ」を削る。

附 則

この規則は、平成29年 9月19日から施行する。

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 4月21日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

名古屋市農業委員会規程第 5号

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会事務局規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 4号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第11条」を「第12条」に改める。

第 3条農政課の項第 1号中「委員」を「農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」に改め、「及び部会」を削り、同条東部・緑農政課、西部・守山農政課、中川農政課及び港農政課（以下「地区農政課」という。）の項第 2号中「農業委員」の次に「及び推進委員」を加える。

第 4条農政課農政係の項第 1号中「、農地部会及び農政部会」を削り、同項第 2号中「農業委員」の次に「及び推進委員」を加え、同条地区農政課の係の項第 2号中「農業委員」の次に「及び推進委員」を加える。

附 則

この規程は、平成29年 9月19日から施行する。

名古屋市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 4月21日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

名古屋市農業委員会規程第 6号

名古屋市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会会長専決規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 5号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第10条」を「第11条」に改める。

第 3条中「又は農地部会若しくは農政部会」を削る。

附 則

この規程は、平成29年 9月19日から施行する。

名古屋市農業委員会公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 4月21日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

名古屋市農業委員会規程第 7号

名古屋市農業委員会公印規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会公印規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 7号）の一部を次のように改正する。

- 第 1条中「第16条」を「第17条」に改める。
- 第 3条中「これと原議に」を「原議」に改める。

別表中

「						
やまと 古字	方 21	港	一般公 文書用 港農政 課用	港農政課 長	港農政課 港農政係	
		名古屋市 農業委員会 長職務代理者印				
		農政課				

農政部 会長印	やまと 古字	方 21	名古屋市 農業委員会 農政部会長印	一般公 文書用	農政課長	農政課農政係
農政部 会長職 務代理 者印	やまと 古字	方 21	名古屋市 農業委員会 農政部会長 職務代理者印	一般公 文書用	農政課長	農政課農政係
農地部 会長印	やまと 古字	方 21	名古屋市 農業委員会 農地部会長印	一般公 文書用	農政課長	農政課農政係
農地部 会長職 務代理 者印	やまと 古字	方 21	名古屋市 農業委員会 農地部会長 職務代理者印	一般公 文書用	農政課長	農政課農政係

」

を

「

	やまと 古字	方 21	港	一般公 文書用 港農政 課用	港農政課 長	港農政課 港農政係
			名古屋市 農業委員会 農政課 職務代理者印			
			農政課			

」

に改める。

附 則

この規程は、平成29年 9月19日から施行する。

名古屋市農業委員会部会委員互選規程を廃止する規程をここに公布する。

平成29年 4月21日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

名古屋市農業委員会規程第 8号

名古屋市農業委員会部会委員互選規程を廃止する規程

名古屋市農業委員会部会委員互選規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第3号）を廃止する。

附 則

この規程は、平成29年 9月19日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 4月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名古屋市中公設市場
名古屋市中区大須三丁目10番26号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,008平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成29年 4月 1日
- 5 廃止する理由
施設廃止のため

名古屋市民経済局産業部地域商業課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

平成29年 4月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 藤高土地改良区

(1) 退任役員

理事	高羽	作一	名古屋市港区七島二丁目 213番地の 1
理事	服部	憲二	名古屋市港区藤高一丁目 188番地
理事	坂野	常雄	名古屋市港区東茶屋四丁目 175番地
理事	坂野	義雄	名古屋市港区藤高三丁目30番地
理事	竹内	朗	名古屋市港区藤高一丁目 180番地
理事	服部	隆之	名古屋市港区藤高一丁目 184番地
理事	加藤	和政	名古屋市港区七島一丁目47番地
理事	寺野	光夫	名古屋市港区藤前四丁目 129番地
理事	横井	清一	名古屋市港区秋葉三丁目67番地
理事	吉田	勇雄	名古屋市港区西茶屋三丁目 127番地
監事	柄松	忠夫	名古屋市港区藤高一丁目 146番地
監事	木村	美之	名古屋市港区西茶屋四丁目 149番地の 1
監事	佐野	孝治	名古屋市港区藤前四丁目1205番地

(2) 就任役員

理事	高羽	作一	名古屋市港区七島二丁目 213番地の 1
理事	服部	春雄	名古屋市港区藤高一丁目 147番地
理事	高取	由正	名古屋市港区藤高一丁目61番地
理事	高取	静夫	名古屋市港区藤高一丁目63番地
理事	早川	信子	名古屋市港区藤高二丁目一丁目 140番地

理事	竹内	勉	名古屋市港区藤高三丁目64番地
理事	加藤	和政	名古屋市港区七島一丁目47番地
理事	早川	英志	名古屋市名東区八前二丁目1110番地 ロイヤルマンションよもぎ台 201号
理事	阿部	誠	名古屋市港区藤前五丁目1009番地
理事	山田	ひさ子	名古屋市港区川園二丁目94番地
監事	木村	美之	名古屋市港区西茶屋四丁目 149番地の 1
監事	阿部	由成	名古屋市港区藤前五丁目1022番地
監事	近藤	松一	名古屋市港区大西三丁目 6番地

2 茶屋後土地改良区

(1) 退任役員

理事	吉田	修一	名古屋市港区新茶屋四丁目 517番地
理事	安井	辰彦	名古屋市港区新茶屋二丁目 129番地
理事	吉田	政信	名古屋市港区新茶屋四丁目2402番地
理事	鈴木	茂盛	名古屋市港区新茶屋五丁目 911番地
監事	若松	廣安	名古屋市港区新茶屋五丁目 601番地

(2) 就任役員

理事	吉田	修一	名古屋市港区新茶屋四丁目 517番地
理事	吉田	裕一	名古屋市港区新茶屋四丁目2501番地
理事	安井	博泰	名古屋市港区新茶屋三丁目 104番地
理事	吉田	秀春	名古屋市港区新茶屋五丁目2701番地
監事	若松	良秋	名古屋市港区新茶屋五丁目 605番地

3 協和土地改良区

(1) 退任役員

理事	佐藤	勇夫	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 110番地
理事	服部	勇夫	名古屋市港区福前一丁目 203番地
理事	安井	宮子	名古屋市港区六軒家 912番地
理事	吉田	三郎	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 152番地

理事	井上	秋男	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 610番地
理事	鈴木	文雄	名古屋市港区六軒家 811番地
理事	佐藤	茂樹	名古屋市港区寺前町56番地
監事	鈴木	正則	名古屋市港区畑中一丁目1303番地
監事	黒川	公文	名古屋市港区畑中一丁目1228番地

(2) 就任役員

理事	佐藤	勇夫	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 110番地
理事	服部	勇夫	名古屋市港区福前一丁目 203番地
理事	鈴木	文雄	名古屋市港区六軒家 811番地
理事	黒川	芳次	名古屋市港区畑中一丁目1213番地
理事	黒川	信彦	名古屋市港区畑中一丁目1402番地
理事	井上	寛	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 610番地
理事	佐藤	秋夫	名古屋市港区寺前町50番地
監事	見田	徳光	名古屋市港区六軒家 812番地
監事	佐藤	茂	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 137番地

4 海東土地改良区

(1) 退任役員

理事	吉田	たね子	名古屋市港区西福田一丁目1513番地
理事	成田	孝幸	名古屋市港区西福田四丁目 203番地
監事	伊藤	英二	名古屋市港区西福田三丁目1006番地
監事	平野	博正	名古屋市港区西福田四丁目 711番地

(2) 就任役員

理事	吉田	キヨ子	名古屋市港区西福田一丁目1404番地
理事	佐藤	信男	名古屋市港区西福田五丁目 704番地
監事	岩田	千明	名古屋市港区西福田三丁目 605番地
監事	平野	和義	名古屋市港区西福田四丁目 613番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 4月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス瀬古店

名古屋市守山区瀬古一丁目 813番 2 ほか 7筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年12月 8日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,365平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

54台

(2) 駐輪場の収容台数

33台

(3) 荷さばき施設の面積

32平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)コスモス薬品	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成29年 4月 7日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー及び北区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 4月20日から同年 8月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定め

る条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

平成 29 年 8 月 21 日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

土地改良区の役員の就任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように就任した旨の届出がありました。

平成29年 4月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 小川土地改良区

監事 立松 恵二 名古屋市港区小川二丁目 1番地

名古屋市緑政土木局都市農業課